

平成28年度
包括外部監査の結果報告書
(概要版)

公の施設の管理運営及び
指定管理者制度の事務の執行について

三重県包括外部監査人
公認会計士 近藤繁紀

第1章 外部監査の概要

第1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び第4項並びに三重県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件（テーマ）

公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

第3. 事件を選定した理由

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置される施設である。公の施設に対しては、平成15年の地方自治法の一部改正により、民間の能力を活用することで住民サービスの向上や経費の削減を図る指定管理者制度が導入された。この結果、公の施設は自治体が直営で管理するか、あるいは指定管理者が管理を代行することになった。

三重県（以下、「県」という。）が策定した「三重県行財政改革取組」においては、「民間活力の有効活用」の一つとして「指定管理者制度の的確な運用」が掲げられており、指定管理者制度を導入した施設については管理状況を把握し、的確に評価、監督を行い、利用者の利便性の向上など県民サービスの向上が図られるよう、不断の見直しを行うこととされている。

このように指定管理者制度は県の行財政改革において重要な取り組みに位置づけられているが、県民が多く利用する公の施設は県民の関心も高いと思われ、また、県が平成24年3月に「みえ県有財産利活用方針」を策定し、ファシリティマネジメントの考え方を取り入れて歳入確保及び歳出削減の両面から県有財産（土地・建物）の利活用を図る方針を打ち出したことを踏まえると、指定管理者制度が導入された施設だけではなく、県による直営の施設についても、その管理運営は県にとって重要な課題となっていると思われる。

このような状況に鑑み、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について検討することは有意義であると考え、監査テーマとして選定した。

第4. 外部監査の対象部署

指定管理者制度を導入もしくは直営により施設を管理している部局

第5. 外部監査の対象期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日

(ただし、必要に応じて過年度及び平成28年度についても対象とする。)

第6. 外部監査の実施期間

平成28年5月27日から平成29年1月27日まで

第7. 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ① 公の施設が条例や規則にしたがって適切に運営されているか。
- ② 公の施設は行政目的に照らして有効に活用されているか。
- ③ 公の施設は経済的・効率的に運営されているか。
- ④ 公の施設に係る財産管理や物品管理は適切に行われているか。
- ⑤ 指定管理者などの施設管理者の選定方法は適切か。
- ⑥ 指定管理者制度の導入目的は達成されているか。

(2) 主な監査手続

- ① 理事会等、主要な会議体の議事録の閲覧、担当者への質問
- ② 各種規程類の閲覧、担当者への質問
- ③ 各種書類の閲覧、担当者への質問
- ④ 中期計画、年度計画等の閲覧、担当者への質問
- ⑤ 自主事業及び再委託事業に係る関連書類の閲覧、担当者への質問
- ⑥ 契約書類等の閲覧
- ⑦ 現金等有価物の実査
- ⑧ 物品等の管理状況の確認
- ⑨ 施設等の現場視察
- ⑩ その他、必要と判断した監査手続

第8. 外部監査の補助者

公認会計士8名、弁護士1名

第9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 三重県の公の施設について

三重県の公の施設の一覧、指定管理者制度の概要、監査対象とした公の施設などを記載している。

第3章 アンケート分析

第1. 指定管理者制度を導入している公の施設について使用料の算定及び指定管理料の積算の実施状況

指定管理者制度を導入している公の施設について、使用料の算定及び指定管理料の積算の実施状況について、現状を分析するためアンケートを実施した。結果、使用料の算定及び積算方法自体に問題はなかった。ただし監査の結果としては、積算数値と実績との比較分析が適切に実施されていない施設や指定管理料の積算において、指定管理料の限度額の基礎となる指定管理業務に係る支出額の算定について、人件費の一部で支出として計上されていない費用が存在する実績報告に基づいている施設が認められた。詳細については「第5章Ⅱ. 個別施設に関する事項（指定管理者制度を導入している施設）」を参照されたい。

第2. 防災用マニュアルの作成及び防災訓練の実施状況

県民の利用機会の多い公の施設での開催状況等を確認することも、防災対応の見地から有用であると考えられることから、防災マニュアル及び防災マニュアルに基づいた訓練の実施状況についてアンケートを行った。結果、全施設で防災用マニュアルは作成されていた。ただし、現地での監査の結果、訓練の実施状況についてはマニュアルどおり実施されていない施設が存在した。詳細は「第5章Ⅱ. 個別施設に関する事項（指定管理者制度を導入している施設）」を参照されたい。

第4章 監査の結果及び意見のまとめ

第1. 指摘及び意見の一覧

監査の結果、総括的事項として意見が3件、個別施設に関する事項として指摘が70件、意見が70件検出された。ここで、「指摘」とは、法令や規則等にしたいが適切に処理されていないもの、又は著しく適切さを欠くと判断されたものである。また、「意見」とは、指摘には該当しないが、改善が望ましいものについて意見を述べるものである。

第2. 指摘及び意見の分類

監査において検出された事項を項目別に分類し、主な指摘及び意見について要約した。指摘及び意見の詳細な内容は「第1. 指摘及び意見の一覧」に記載した各指摘及び意見の記載ページを参照されたい。

第5章 外部監査の結果

I. 総括的事項

第1. 三重県の公の施設に関するファシリティマネジメントについて

①民間活力を活用した施設整備・管理と、情報収集の仕組みについて（意見）

指定管理者制度を採用している施設について、指定管理者は固定資産を維持管理する責務を負っているものの、長期的な視点における施設の修繕・更新計画を立案することまでは通常期待できず、この点に関しては、県が主導的な役割を果たすか、指定管理者に対して明確に指示を行わない限り、長寿命化や取替投資の視点が現状の指定管理制度では欠如することとなる。したがって、設備の老朽化が顕在化している現在の状況において、民間の活力を活用した施設整備・管理をより実効的なものとするような仕組み作りとして、特に重要な設備を有する施設に関して指定管理者を選定する上では、長期的な施設修繕・更新計画の立案と実施を評価項目とするなどの方法によって、施設が長期的に効果的・効率的に利用されるような方策を検討されたい。

②部局・施設横断的なファシリティマネジメント（公共施設等総合管理）の取組について（意見）

ファシリティマネジメントの取組は、部局・施設の枠にとどまることなく、全庁的な取組とすることが重要である。三重県では、みえ公共施設等総合管理基本方針に基づき、県有資産の利活用や管理に関する全庁的な組織として、公共施設等総合管理推進会議を設置しているが、現状では活発な意見交換が行われている状況は見受けられない。今後、全庁的なファシリティマネジメントを推進する観点から、各施設に関する情報を十分に共有し、ファシリティマネジメントの取組みに結びつけることが望ましい。

③施設に関する情報開示のあり方について（意見）

現状の資産カルテでは、情報開示にとどまっており、県民の意思決定や主に財務面における改善に十分につながっていないものと考えられる。統一的な基準による地方公会計の整備と財務書類の作成が進められていることから、情報開示の対象となる施設の拡大及び開示情報の充実を図る見地より、施設に関す

る情報開示のあり方について、作成される財務書類の活用等も含め、今後検討されたい。

第2. 指定管理者制度に係るモニタリングチェックリストにおける管理備品の 実査について（意見）

三重県の指定管理者制度に係るモニタリングチェックリストにおいては、管理備品の実査について、一律に指定管理期間に最低1回実施するものと定められているが、平成24年度から10年間指定されている指定管理者が存在した。この場合、上記モニタリングチェックリストにしたがえば、管理備品の実査を10年間に一度実施すれば良いこととなるが、適切な頻度で実施することになるよう規定を見直すことが望ましい。

第3. 直営施設の管理について（意見）

公の施設において、指定管理でなく直営を行うことは、行政が直接コントロールできるため、県の政策や意向が発揮しやすいというメリットがある一方で、指定管理者制度と比べ、その管理方法の効率的、効果的なモニタリングが機能しにくいというデメリットが存在する。したがって、各施設の適切な目標を設定する必要があり、現状を把握し、使命を明確にする必要があり、次に目標を設定して計画を立て、実行し、結果を検証し改善するという一連の流れ（いわゆるPDCAサイクル）を組み立て、しっかりと回す必要がある。

また、前述したように指定管理者制度の場合には公の施設の管理状況をホームページ上で公表していることから、直営の場合にも情報公開を行うことが望ましい。

II. 個別施設に関する事項（指定管理者制度を導入している施設）

（実施した手続）

予算課に対する質問、関連書類の調査・分析を行い、また必要と判断した施設に対して現地に往査を実施し、関連書類を閲覧し、関連規則等との照合を実施し合規性の検証を行うとともに、事務処理等の経済性・効率性を検証した。

（1）みえこどもの城【書面監査対象施設】

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

（2）三重県母子・父子福祉センター【書面監査対象施設】

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

(3) 三重県身体障害者総合福祉センター【書面監査対象施設】

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

(4) 三重県視覚障害者支援センター【書面監査対象施設】

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

(5) 三重県聴覚障害者支援センター【書面監査対象施設】

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

(6) 三重県総合文化センター【書面監査対象施設】

1. 利用料金の減免について（指摘）

三重県総合文化センター条例において、利用料金の減免について定められているものの、実際の運用において減免をされている実績は存在していない。減免要件について三重県総合文化センターにおいては明確な減免判断の基準やマニュアル等はなく、画一的な判断は困難になる可能性があり、改善が必要となる。

(7) 三重県交通安全研修センター【書面監査対象施設】

1. 指定管理料の積算について（指摘）

三重県交通安全研修センターにおいて、指定管理業務に関する経費について計画値（積算数値）と実績値に差額が生じている。基本協定書に基づく当初の指定管理料の設定についてはあくまで指定管理料の上限値であり、実勢が当初の見積りよりも少額である場合においては、指定管理料の削減、もしくは、ライフサイクルコストを勘案しての先行投資（修繕費）等の予算付けを行い計上すべきと考えられる。差額が計上されているのは、積算数値と実績との比較・分析が適切に実施されていない結果であり今後適切な積算根拠を基に算出すべきである。

2. 事業仕分けによる改善点の進捗について（指摘）

平成 23 年度において実施された県の事業仕分けにおいて、改善点等が提言されている。事業仕分けの対応作業は必要水準を満たしているものの、なお改善・改良の余地が存在している。また、平成 27 年度において大幅な収支差額が計上されているが、主な差額要因の一つは積算精度が低かったことによる見積もり誤りであると考えられ、今後は、自主事業の実施目標や未実施項目について指定管理料の精算条件の見直し等の適切な対策が必要と考えられる。

一方で県においても、適時に評価を行うための枠組みを策定し、翌期の積算

に適切に織り込むとともに、事業や積算内容の実施漏れがある場合については指定管理者に対しモニタリングや指導を行う必要があると考えられる。

(8) 三重県環境学習情報センター【書面監査対象施設】

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

(9) みえ県民交流センター【書面監査対象施設】

1. 利用料金の減免について（指摘）

みえ県民交流センター条例の第 21 条に利用料金の減免規定が記載されているものの、実際の運用において減免をされている実績は存在していない。センターにおいては明確な減免判断の基準やマニュアル等はなく、画一的な判断は困難であるため、減免に係る規程を整備することが必要である。

2. 公共料金の負担関係について（意見）

基本協定書の業務仕様書において、光熱水費の明確な負担関係については記載されていない。明示的な記載を行うことが望ましい。

3. 指定管理料以外の収入について（意見）

みえ県民交流センターの広告収入について、現状広告・協賛収入について新規企業の参画が困難な中、収入拡大を行う姿勢については評価される。しかし指定管理者独自での実施においては、選定先を募集するノウハウ等が限られることから今後は県や関連する施設等との情報連携をすることが望ましい。

(10) 三重県立ゆめドームうえの

1. アンケート調査の実施について（意見）

平成 27 年度業務計画書の（1）管理運営の方針において、アンケート調査の実施が記載されているが、平成 27 年度にアンケート調査は実施されていない。利用者のニーズを把握することは、利用者増加のための方策として重要であると思われるため、利用者へのアンケート調査を実施することが望ましい。

2. 施設の利用状況について（意見）

現在の利用状況からは、自主事業を充実させることによって、施設をより有効に活用できる可能性が高いため、三重県と指定管理者は活用方法について検討することが望ましい。

3. 修繕計画の更新について（指摘）

県及び指定管理者である伊賀市は、平成 23 年度に、施設管理を委託していた業者から修繕計画の基資料を入手し修繕計画を策定している。県はこの修繕計画を考慮しつつ優先順位をつけ、修繕を実施しているが、修繕計画の策定以降、修繕の実績等の更新がなされていない。修繕計画は、施設・設備の状況に応じ改訂するべきであり、過去に策定された計画が実情に即しているか随時検討することが必要である。

4. 再委託業務の履行確認について（指摘）

再委託業務の履行確認について、全般的な施設管理業務の受託者が実施し、指定管理者が直接実施していないものが散見された。指定管理者は、各委託業務の契約当事者として各種委託業務の完了を自ら確認すべきである。

5. 再委託先への随意契約理由について（指摘）

再委託先の選定に関し、原則として指名競争入札によらなければならない場合において、随意契約を締結している業務が存在し、随意契約によることについて根拠に乏しく、原則通り指名競争入札の導入を検討すべきものがある。もし指名競争入札の導入が困難であるならば随意契約を行う合理性について、より精緻な文書化が求められる。

6. 貸与設備の不整備について（指摘）

施設内を視察したところ、修繕すべき箇所が複数ある。現状、指定管理者としては、修繕の重要性を勘案し優先順位をつけて修繕を実施している。要修繕箇所をすべて直ちに修繕できるわけではないことは理解できるが、利用者の利便性向上等の面から改善されるべきである。

(11) 三重県営松阪野球場【書面監査対象施設】

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

(12) 三重県営ライフル射撃場【書面監査対象施設】

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

(13) 三重交通 G スポーツの杜 伊勢（三重県営総合競技場）

1. 事業報告について（意見）

平成 27 年度の事業報告の「1. 利用者の拡大促進（1）利用者サービスの拡充」について、記載はあるものの、その具体的な内容が報告されていない箇所

が存在した。実績については可能な限り具体的に記載するのが望ましく、適切な記載方法について検討するのが望ましい。

2. 委託業務確認時の手続について（意見）

指定管理者によれば、実際に委託業務が実施されるのに際し、途中時点で現場を確認しているということであるが、この確認時点における記録は残されていない。現在行われている所定の完了報告の提出について、最終の現場の状況を職員が確認した記録を残した上で提出させ、承認する体制とすることが望ましい。

3. 条例規定について（指摘）

指定管理者は、利用者の利便性向上を図るため、物品販売（飲食物、衣類・用具等）を行う業者から申請があった場合、駐車場等の施設の使用を認め、使用料を収入としているが、この使用料について、三重県都市公園条例に明確な規定がないため、適切な条例の定めが必要である。

4. 設備・器具使用料について（指摘）

現在の三重県都市公園条例の規定では、陸上競技場以外の設備・器具に係る利用料金の定めが明確ではない。陸上競技場以外においても、設備・器具について利用料金を収受していることから、明確に規定すべきである。

5. 旧補助競技場について（指摘）

現地視察の時点（平成28年8月3日）において、旧補助競技場が使用されていた。後日指定管理者より、その理由については、新補助競技場が使用できなかったため緊急的に旧補助競技場を使用したとの説明を受けた。その利用に際しては、新補助競技場の利用料金を適用し徴収しているとのことである。

新補助競技場が完成したことによって、旧補助競技場の公の施設としての位置づけが不明確になっており、既存設備の有効利用の観点を考慮したとしても、現状では条例上の設置根拠及び利用料金を徴収する根拠が明確ではない状況であるため、改善が必要である。

6. 利用料の収納脱漏防止について（意見）

利用許可申請書を作成しないリスクに対しては、受付に利用者向けに、利用に際しては必ず利用許可申請書を作成する旨の案内を掲示して抑止効果とすることが考えられる。また、利用許可申請書を廃棄するリスクに対しては、連番

管理を実施した上で、所長印を押印するなどして複製を防止するといった対応策が考えられる。そして、利用許可申請書から日計表への計上漏れが生じるリスクに対しては、利用許可申請書をまとめたリストと、日計総覧を照合することによって、利用許可申請書と銀行通帳への入金額を確認することにより防止できると考える。

7. 利用券の販売について（意見）

1時間の利用者が増加傾向にあることや、利用開始時間をその都度記録しておかななくてはならず、事務的な煩雑さを伴うことから自動券売機に1時間券ボタンを設置することが望ましい。

8. 領収書の連番管理について（意見）

領収書の連番管理は売上の脱漏防止のためにも必要であることから、別々ではなく、一冊に綴じ直して、同じ冊子で管理するよう改善することが望ましい。

9. 領収書の記載方法について（指摘）

領収書の記載金額の改ざん防止のために、「金」と「円也」の間に隙間が生じないように金額を左詰めに記載して右側の空欄には横線を入れるといった措置を講じる必要がある。

10. 長期修繕計画について（指摘）

県の施設としての長寿命化を図るような長期修繕計画は現在策定されていない。今後指定管理者と十分連携して適切な長期修繕計画を立案し、ライフサイクルコストの縮減に努めるべきである。

(14) 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿（三重県営鈴鹿スポーツガーデン）

1. 受益者負担の適正化について（指摘）

受益者負担が適正であるかを判断する根拠となる施設別の収支状況が現状では不明であるため、利用料金の改定について厳密な議論をすることができない。利用料金の改定が必要であるか否かについては定期的に検討すべきと考えるが、県と指定管理者はその検討に必要なデータの整備を行うことが必要である。

2. 一般競争入札の導入について（意見）

4つの委託業務について、経済性を追求する観点から平成26～30年度を対象とした長期継続契約が行われている。業者選定は指名競争入札によっているが、一般競争入札を導入した場合、より経済的に契約できた可能性があり、原則と

して一般競争入札を行うことが望ましい。

3. 予定価格の積算について（指摘）

清掃業務の予定価格の算出過程について検討したところ、労務単価の金額について最新の基準が適用されていなかった。施設管理業務及び警備業務においても同様に、単価は前回と同じものを使用しているとのことであった。ただし、警備業務については前回の入札の状況を勘案して単価を下げているとのことである。単価の妥当性については継続的に見直し、最新の基準により算定する必要がある。

4. 貸与設備の不整備について（指摘）

屋内プール棟内の防犯カメラのうち全く映らないものが5台ある。このほかカメラの方向がずれていることにより、本来監視すべき映像をとらえられていないものがある。また、敷地内の最も奥にある多目的広場の整備も不十分である。さらに、主にサッカー場として使用されるメインスタジアムの芝生の周りの舗装にひび割れが生じていたり、テニスコートの芝生が経年劣化によりはがれ、応急補修をしているが段差が生じていたりするため利用者が足をとられかねない状況にあり、整備改善する必要がある。

5. 長期修繕計画について（指摘）

県の施設としての長寿命化を図るような長期修繕計画は現在策定されていない。今後指定管理者と十分連携して適切な長期修繕計画を立案し、維持管理とライフサイクルコストの縮減に努めるべきである。

(15) 三重県立熊野古道センター

1. 再委託における県への報告について（指摘）

現在の委託業務と県への報告されている委託業務について、業務の数及び内容の対応関係が不明瞭になっている。再委託について県への承認申請に際しては、委託契約が明確に特定されるよう正確に記載すべきである。

2. 再委託の手続もれについて（指摘）

1 業務の再委託について、県への申請からもれていた。再委託を実施する場合の申請の必要性については、県との基本協定書に定められているところであり、遵守する必要がある。

3. 販売用パンフレット等について（指摘）

教材等としても配布されるパンフレット等を制作し販売しているが、当該年度末の在庫数が 1,000 冊を超えるものが 5 種類存在する。過去の配布や販売等の実績を考慮するなどした計画に基づき、適切な数量を発注すべきである。また、これらの在庫については、適切な金額をもって貸借対照表に計上すべきである。現状、棚卸資産の管理に関する規程は存在していないことから、在庫評価に関する方針も含めた棚卸資産管理規程を定め、適切な在庫管理を実施する必要がある。

4. 現金の管理について（意見）

現金の管理については、金種表を作成し、その結果を上長が承認するというような統制は実施されていない。より適切な現金管理のためにも改善が望ましい。

5. 長期修繕計画について（指摘）

県の施設としての長寿命化を図るような長期修繕計画は現在策定されていない。今後指定管理者と十分連携して適切な長期修繕計画を立案し、維持管理とライフサイクルコストの縮減に努めるべきである。

(16) 三重県営サンアリーナ

1. ライフサイクルコストを考慮した設備の更新について（意見）

現在普及している最新の設備の方が高効率であり、更新することにより水光熱費を低減させる効果も期待できる。単年度予算の制約があることは理解できるが、県は指定管理者と協力し、資産のライフサイクルコストを最少化するようなファシリティマネジメントに努めていただきたい。

2. アンケート調査について（意見）

電子アンケートにつき回答者を増やすための方策を講じているものの、回答件数が多いとはいえない状況である。アンケートの実施方法をより多様化するように検討することが望ましい。

3. 小口現金の出納業務について（指摘）

現在、日々の出納業務が、帳簿記録に反映されるまでに時間を要し、現金在高と照合すべき帳簿残高が直ちには判明しない。現在指定管理者側において月初と月央に照合を行っており、日々の入出金による差異は認識されていないということであるが、少なくとも手許現金残高については、日々の入出金業務終了時点で、手許現金残高表を作成し残高を確認できる体制とする必要がある。

4. 小口現金の残高について（指摘）

売上入金等業務上の都合により、一時的に残高が大きくなるのはやむを得ないが、小口現金は日常業務に必要な水準とすることが望ましく、規定による現金残高に収まるよう務めていただきたい。

5. 領収書管理について（指摘）

領収書の未使用の綴りが複数あり、それらにはすべて社印が押印されていることから、使用可能な状態であるものと認められる。今後は台帳作成により綴りごとに管理番号を付して管理を行う必要がある。また、連番は各冊ごとに一律に 1～50 番が付されており、個別の牽連性はないため厳密な意味での連番管理は行われていない。連番は通し番号を付す必要がある。

6. 後納申請における料金収受対応等のマニュアル化について（指摘）

施設利用料金について後納処理されているものの内、1 件の利用者について長期滞留（平成 22 年度発生）していることが見受けられた。今後後納に係る後納申請における料金収受対応等のマニュアル及び債権管理に関する規定等を整備し、それに基づいた対応を徹底する必要がある。また、経理規程においてこれら进行评估するための項目を追加する必要がある。その他、1 年程の滞留ではないが、処理誤り等で数か月後納支払が遅れているものも散見された。今後利用料金後納申請書が適切な事由及び適切な書式で認可されることを含め管理の徹底が必要である。

7. 自主事業の実施結果及び評価の具体化について（意見）

自主事業のイベントは、その計画段階及び実施段階においては十分なされているが、イベント結果の振り返りやその評価について明記されている資料等は存在しない。今後は、自主事業の実施においては指定管理施設の魅力を高めること、及び指定管理事業の阻害とならないことが求められるため、複合的な観点からの評価を行うことが望ましい。

8. 各種申請書の資料不備について（指摘）

利用者からの申請書について通査した結果、不備や記入誤りのまま承認されている資料が見受けられた。なお、利用料金後納申請書については、利用規則にて継続利用者の特例を設ける、もしくは毎回確実に後納申請書入手し審査する形にすべきである。

(17) 三重県民の森【書面監査対象施設】

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

(18) 三重県上野森林公園【書面監査対象施設】

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

(19) 三重県地方卸売市場

1. 随意契約の採用について（指摘）

施設管理業務につき、随意契約が行われているが、当該業務は場内保安警備と施設の自主保安管理業務であり、特命随意契約とする理由について精緻な文書化が求められる。しかしながら、現状では他の業者が実施困難であることについて十分な根拠が示されているとはいえないため、より精緻な理由付けを行うよう留意されたい。

2. 市場交流人口の増加に対する取り組みについて（意見）

市場交流人口の増加に関し、市場が一般開放される「にぎわい市場デー」における入場者数は低迷している。市場へ入場する人が減っているのならば、市場外のイベントに積極的に参加し、市場をPRする必要があると思われる。現在は年間2つの場外イベントに参加しているが、市場外でPRする機会を増やしていくように検討することが望ましい。

3. 利用料金の減免基準について（意見）

冷蔵庫・製氷施設については、A社が入居している。平成27年度においては、施設使用料の50%減免等の経営支援が実施されている。当該施設における費用も含めたA社の収支のモニタリングにより継続的に経営状態を把握しておくことが望ましい。

また指定管理者は、50%減免後の事業年度において施設使用料等の収入額が機械保険料を除いて修繕工事費等の支出額をカバーしていることを確認している。今後も、指定管理者において当該施設の収支について確認することで、継続的に減免割合についての適切性及び妥当性を検証するとともに、指定管理者において冷蔵庫・製氷施設における事業リスクの全体を継続的に把握したうえで、減免割合見直しの必要性についての検証も実施することが望ましい。

4. 調理室改修工事の費用負担に対するその後の利用状況について（意見）

指定管理者は、A団体に対し、三重県地方卸売市場条例に基づいて管理棟旧保健所検査室に入居を許可したが、調理室は、営利を目的とした施設でないこ

とから条例第 66 条の別表に管理棟利用料金の記載がなく、利用料金を徴収していなかった。また、A 団体の入居にあたり、料理教室実施のための改修工事の経費を負担していた。現在、A 団体は、撤退していることから、指定管理者において調理室の有効利用を図り、改修工事の負担を上回る便益を得られるように稼働状況を向上させることが望ましい。

5. 会計処理について（意見）

卸売市場で店舗を構える卸売業者等に、指定管理者は電気や下水道を提供しているが、これらはメーターや電力会社からの請求に基づき実費で精算している。現状では指定管理者の収支報告上、総額で報告されているが、指定管理者が利用料の収受の代行を行っている実態を反映し、指定管理者の商取引の規模を適正に把握するためにも、純額で収支報告を行うことが望ましい。

6. 備品管理について（指摘）

備品の実在性を確認するという目的で、貸与備品リストから現物を確認することは毎年行われている。しかし、それだけでは十分とは言えず、リストの網羅性を担保するために現物が正確にリストに計上されているかを確認すること、補修の必要性の有無、実際に使っているのかの確認も合わせて行うべきである。

(20) 三重県流域下水道施設【書面監査対象施設】

1. 指定管理者の選定について（意見）

三重県流域下水道施設については指定管理者の選定を行っており、いずれも公益財団法人三重県下水道公社が指定されている。

上記指定管理者の選定は、非公募によっている。下水道施設はライフラインであることから、長期的かつ安定的な施設運営を重視し、公社に施設運営を委ねるといった県の判断には、一定の合理性があると思われる。ただし、指定管理者として県が求める要件を満たす民間企業等の有無について継続的に情報を収集し、将来的な公募の可能性について、引き続き検討することが望ましい。

(21) 三重県営住宅

1. 特定公共賃貸住宅について（意見）

特定公共賃貸住宅として供用されている住戸は、一般公営住宅として供用されている住戸と比較して、入居率が著しく低い。施設の有効活用のため、一般公営住宅への転用を含め、入居率向上のための取組みを実施することが望ましい。

2. 【北勢ブロック】 契約手続について（指摘）

豊田一色団地（R1-B 工区）屋根防水他改修工事について、工事請負契約書の契約日より後に権限者による承認が行われたと考えられる状況であった。当該契約書の先方への引き渡しは実質的には理事長の決裁後であると推認できるものの、そうであれば理事長の決裁日より後の日付を契約日にするべきである。少なくとも外見上、決裁権限者である理事長の決裁の前に契約書が締結されているような状況は適切とはいえず、今後の契約締結にあたって留意するべきである。

3. 【中勢伊賀ブロック】 収支差額について（指摘）

中勢伊賀ブロックの収支報告書上、人件費、一般管理費及び事務費の合計に対して収入が上回っている。この場合、年度協定書第4条第2項によれば以下のとおり規定されている。

指定管理料の精算を行った結果、残余金が生じた場合、当該額について指定管理料より減額するものとする。

しかし、現状では上記収支差額については指定管理者に帰属するものとして処理している。年度協定書の規程の内容と実際の処理が対応しておらず、県は内容を整理すべきである。

4. 指定管理事業に係る間接費の取扱いについて（意見）

中勢伊賀ブロック及び南勢ブロックの各指定管理事業に係る収支状況報告において、当該事業を間接的に管理する人員3名の人件費が含まれていない状況であった。収支状況報告に事業の実態をより適切に反映するため、当該人件費のような間接費についても合理的な基準に基づき按分することが望ましい。

5. 相見積もりの実施について（指摘）

①中勢伊賀ブロック

250万円以上の工事の発注について相見積もりを取るよう内規で定めているが相見積もりを取っていない工事が存在した。今後は必ず入手するよう改善されたい。

②南勢ブロック

250万円以上の工事の発注について相見積もりを取るよう内規で定めているが相見積もりを取っていない工事が存在した。今後は必ず入手するよう改善されたい。

6. 【南勢・東紀州ブロック】 予算流用について（指摘）

南勢・東紀州ブロックの指定管理者は中勢伊賀ブロックの指定管理者と実質同一の組織であり、前者の業務を実際には後者の人員が実施している。この結果として指定管理者の指定管理料の内訳において人件費の流用が発生している。ただし、県への指定管理業務実績報告書に添付される「指定管理料執行金額内訳表」には、人件費から一般管理費等への流用については県と協議が整った場合に可能とされる旨明記されているが、協議の結果について文書化がなされておらず、実際に協議が行われたか否かが判別しない。今後所定の手続を遵守したことを明らかにするため文書化を行うべきである。

(22) 県営都市公園 北勢中央公園

1. 規程の整備について（指摘）

指定管理者として、業務を安定的に行うことが求められ、そのためには、職員の異動などがあっても対応できるよう共通のルールが必要であり、最低限の規程を整備すべきである。

2. 再委託契約の手続について（指摘）

消防設備点検業務については、前指定管理者が業務を委託していた業者に引き続き業務を委託しており、業務委託契約書が締結されていなかった。契約の当事者として責任関係を明確にするため、必ず締結されたい。また浄化槽保守点検業務においては、業務の一部である水質検査を委託先以外の業者が実施していた。必ず、委託先から申請が行われるようにされたい。さらに広報業務について、委託先の都合により 11 月までの役務提供しか受けていなかった。支払額もそれに応じて減額しているが、こうした場合には、必ず変更契約書を締結すべきである。

3. 収支差額の取扱いについて（意見）

収支報告では収支差額がプラスになっているものの、指定管理者の収支状況報告において人件費として集計されているのは、現場管理事務所の業務に従事している職員分のみであり、指定管理者の本社で実施している事務に係る人件費は、指定管理業務に係る支出として計上されていない。県としては、現状の収支差額に対する妥当性について毎期検討を行い、次回募集時により有効な指定管理料の限度額の設定が行えるよう情報の蓄積を行っていくのが望ましい。

4. 施設改修と利用料収入について（意見）

平成 26 年度にテニスコート 4 面について、ハードコートから砂入り人工芝コートへ改修された。この結果、指定管理者の収入となるテニスコートの利用料

金は増加している。この利用料金の増加については、次期の指定管理料の積算において考慮されることになるとはいえ、増加の状況によっては、管理対象の施設が増加した場合と同様となる可能性があり、従前の指定管理料の水準が適切であるか検討することが望ましい。

5. 防災訓練の実施について（指摘）

指定管理者の平成27年度の業務計画では、防災訓練を実施することが計画されていたが、実際には実施されていなかった。スケジュールを定めて毎年定期的に実施するべきである。

6. 郵便はがき及び販売代金の管理方法について（指摘）

はがきの在庫数及び販売代金の残高の裏付けとなる帳簿が存在しない。また、はがきの販売代金についても指定管理者は継続的に管理をおこなっておらず、さらに窓口で保管しているうえに一度も回収されていない。今後、はがきの入出庫や販売代金の入出金を管理する管理簿等を作成して受払を継続的に管理し、あるべき数量や現金残高を把握するとともに、販売代金は定期的に回収することを徹底すべきである。

7. 消耗品の実残数管理について（意見）

資産の管理を適切に実施するため、特に必要性が高いと考えられるグラウンドの土・石灰、テニスコートの砂については管理簿を作成して受払を継続的に記録するとともに、適時に実地棚卸を実施することが望ましい。

(23) 県営都市公園 鈴鹿青少年の森【書面監査対象施設】

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

(24) 県営都市公園 亀山サンシャインパーク【書面監査対象施設】

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

(25) 県営都市公園 大仏山公園【書面監査対象施設】

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

(26) 県営都市公園 熊野灘臨海公園

1. 契約業務に係る規程・手続の整備について（指摘）

指定管理者として、業務を安定的に行うことが求められ、そのためには、職員の異動などがあっても対応できるよう共通のルールが必要であり、最低限の

規程を整備すべきである。

2. 再委託契約の手続について（指摘）

現在実施されている委託業務と県への報告されている委託業務について、業務の数及び内容の対応関係が不明瞭になっている。県への承認申請に際しては、委託契約が明確に特定されるよう正確に記載すべきである。また、同種の契約を統一することで業務の効率化を図ることができ、また同一業者に対し複数の契約を行うよりも、1つに集約して大口の契約にした場合には、現状よりも経済的に契約できる可能性もあるので改善すべきである。

3. 契約関係の不備について（指摘）

大白地区テニスコートに設置されている自販機の設置について契約書が締結されていなかった。法的関係を明らかにするため今後は必ず締結されたい。

4. 収支差額の取扱いについて（意見）

収支報告では収支差額がプラスになっているものの、当該事業の管理に間接的に携わる人員に係る人件費が含まれていなかった。間接的に携わる人件費に関しても適切な基準を設けて按分等を行い、指定管理業務に係る支出として計上することが望ましい。県としては、現状の収支差額に対する妥当性について毎期検討を行い、次回募集時により有効な指定管理料の限度額の設定が行えるよう情報の蓄積を行っていくのが望ましい。

5. 貸与品の管理について（指摘）

貸与品等一覧表には、該当する貸与品を特定できる管理番号を付す必要がある。また、有効かつ適切な資産管理を実行するために、貸与品について定期的な実査を行う必要がある。

6. 熊野灘臨海公園危機管理マニュアルの遵守について（指摘）

平成 27 年度において、訓練が熊野灘臨海公園危機管理マニュアルに定められたとおりに実施されていない。危機管理マニュアルを遵守し、定められた訓練を行うことが必要である。

(27) 三重県立鈴鹿青少年センター

1. 収支差額の取扱いについて（意見）

現在の指定管理料の積算は、平成 22 年の実績に利用者の増加及び利用促進のため、事業の充実等の取組に必要な経費等を見積もって積算しているが、今後

の指定管理の積算においては、青少年センターの現状の収支差額に対する妥当性について毎期検討を行い、次回より有効な積算が行えるよう情報の蓄積を行っていくのが望ましい。

2. 一般競争入札の導入について（意見）

7つの業務については、経済性を追求する観点から平成25～29年度を対象とした長期継続契約が行われているが、会計規程上一般競争入札の規定もあるものの、指名競争入札及び随意契約により締結されている。このうち施設管理業務については入札が不調に終わったことから、最低価格を提示した事業者と交渉を行い、契約を行っている。また警備及び当直業務については指名競争入札によっているが、業務内容に特殊性は認められず、一般競争入札を導入した場合、より経済的に契約できた可能性がある。今後は業務の性質や契約額等を考慮し、特段の理由がない限りは原則として一般競争入札によることが望ましい。

3. 利用人数の基準について（意見）

指定管理者は、青少年センターの利用資格を5名以上が参加する研修計画をもつ団体に限っており、家族の場合は2名以上から利用可能としているが、人数の条件を緩和することにより、利用者が増加し、施設の有効活用につながる可能性があると考えられることから、設置目的に照らし適切な範囲内において、利用人数基準の緩和を検討することが望ましい。

4. 貸出器具の利用状況について（意見）

青少年センターの貸出器具のうち、パソコンについては、利用度が低い状況であるにもかかわらず、リース料を支払っている状況である。利用状況と費用を勘案し、必要性を十分に検討することが望ましい。また他の器具についても、老朽化が進み、利用度が著しく低いものが存在するため、利用者のニーズを踏まえ適時に更新を進めることが望ましい。

5. 長期修繕計画について（指摘）

県の施設としての長寿命化を図るような長期修繕計画は現在策定されていない。今後指定管理者と十分連携して適切な長期修繕計画を立案し、ライフサイクルコストの縮減に努めるべきである。

(28) 三重県立熊野少年自然の家【書面監査対象施設】

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

(29) 三重県立志摩病院

1. 支出決裁における経済性判断について（指摘）

決裁伺書を閲覧したところ、支出の必要性和金額が記載されているのみで、現状は指定管理に関する会計から支出するのが適当か否か、また支出するのであれば、その効率性につながる事実等は記載されていない。さらに、業者の選定理由等も明確に記載されておらず指定管理者が、最善の選択をしたか否かが明瞭になっていない。指定管理者は、支出に際して、指定管理業務に含められるのが適当かどうか、適当であれば十分な経済性を追求したかどうかについて十分に検討し、決裁文書として明示しておく必要がある。

2. 本部からの借入金について（意見）

県は運転資金として平成27年度において350,000千円を無利子で貸付けているが、経常赤字が発生していることから、運転資金が不足し、本部を通じて銀行から長期資金を借り入れる必要が生じている。支払利息が生じた場合、経営基盤強化交付金を交付している現段階においては、最終的に三重県の負担となることから、資金計画を見直し、必要と認められる額については、三重県から長期貸付を実施することを検討することが望ましい。

3. 貸倒引当金の算定について（意見）

平成27年度決算において、平成27年度の請求に係る未収金については、貸倒引当金の設定対象となっていない。このうち平成28年2月以前に発生した未収金であって月割り等による収納が得られていないものについては、将来回収できない部分が含まれるものと考えられ、収支計算に反映することが合理的である。

4. 修繕・設備投資の負担について（意見）

計画段階における修繕等についての県と指定管理者の負担関係については修繕等計画書に記載されているものの、実際の修繕等の実績及び結果としての負担関係については、その協議内容も含め計画からの推移が記載されていない。画一的な分担表を作成することはその判断の柔軟性を失うこと等が考えられるため、現状のリスク分担表でも問題ないものと考えられるが、計画の策定と協議による実績の評価については判断が属人的なものにならないように実施されることが望まれる。

5. 業務委託における評価・期間について（意見）

指定管理者は、主な業務委託として19契約締結しているが、業務委託契約に係る委託先業者の評価や委託業務のモニタリングに関し、十分な実施結果を残

していない。また、一者入札や随意契約により一つの業者が長期的に受託している場合においては、委託先の変更を行うことや、委託の変更先が無い場合においては、適時にモニタリングし指導等を徹底できる様にする必要があると考えられる。そのため、今後も契約方法について継続的に評価を行い工夫していくことが望ましい。

Ⅲ. 個別施設に関する事項（指定管理者制度を導入していない施設）

（実施した手続）

予算課に対する質問、関連書類の調査・分析を行い、また必要と判断した施設に対して現地に往査を実施し、関連書類を閲覧し、関連規則等との照合を実施し合規性の検証を行うとともに、事務処理等の経済性・効率性を検証した。

（1）水道事業施設 工業用水道事業施設

1. 一般競争入札の競争性の確保について（意見）

継続して1者入札により落札している工事関係の委託業務が存在する。競争入札に参加するかどうかは業者の自由意思ではあるものの、1者入札の原因分析とその解消策の検討は県の重要な課題であると思われる。1者入札が継続している状況においては、契約期間の見直しなどで、契約金額の引き下げにつながる可能性もあり、あらゆる可能性について検討することが望ましい。

2. 準備品の管理について（指摘）

準備品（県で規定している固定資産に金額基準で該当しないものの現物の管理対象となる備品をいう。）については、現物に準備品表示票を貼ることが規程上定められているが、現物を確認したところ、準備品表示票が貼られていないものが認められたため、今後は留意すべきである。

3. 現物資産の管理について（意見）

現物の内容について現地の担当者に確認をしたところ、平成19年3月末に固定資産異動報告書が作成され、固定資産台帳上では除却と記録されていたものが存在した。規程上問題とならないが、現物は存在することから、その内容について把握できる状態にしておく必要がある。実際に廃棄が行われた時点まで、最低限その存在が判明するよう記録及び管理を行うのが望ましい。

4. 修繕引当金について（意見）

現在の修繕引当金の取崩方針としては、①突発事故の発生、②予算を超過する執行額の発生の 2 つがあるとのことであるが、該当事象が発生していないことから、過去 2 年間に於いて取崩しの事象は発生していない。しかし、より具体的な取崩しの方針及び地方公営企業法関連規程改正後の引当金の定義を踏まえた修繕引当金の計上額算定方法を検討されたい。

5. 長良川河口堰の取扱いについて（意見）

固定資産仮勘定（建設）の中で、事業が開始されないため、52,410,017 千円が長期滞留となっている。給水実績としては年々減少していることから、将来水需要に備えた水源確保ではあるものの今後の事業可能性に留意が必要である。

（2）三重県総合博物館（MieMu:みえむ）

1. 薬品の取扱いと棚卸について（指摘）

サンプルを抜き取り、帳簿在庫と実在庫の照合を行ったところ、アセトンについて 4.1 キロのかい離が生じていた。博物館が後日再確認を行ったところ、当該かい離分は往査当日、資料洗浄のため別室に持ち出していたものの、記帳を失念していたことが判明したとのことであった。より一層取扱いを慎重にすべきである。また、保管部屋内の保管棚については、はがれにくいシール等に棚番号を記載するなどして、明確に薬品の所在がわかるようにするなど保管に際してのルールを整備する必要がある。

また、旧三重県立博物館時代から使用されていない薬品が散見された。不要である薬品については早期に処分することが望ましい。

2. 図書を含む収蔵物の棚卸について（指摘）

収蔵物等は、平成 26 年 4 月の開館に先立ち、納入の際にすべての保管物につきリストとの照合が行われ、現時点においては現物とリストが大きくかい離していないと思われるものの、棚卸は一部の部門でしか実施されていない。定期的にすべての部門において実施すべきである。なお、膨大な量になる図書や収蔵物を毎年確認するのは現実的ではないが、サンプル抽出による棚卸実施や対象資産をその種類別に区切って数年ですべての現物資産を確認する循環棚卸等の手法を用いて棚卸をすることも検討されたい。

3. 物品台帳の整理（指摘）

本来は収蔵品として把握されるべきものが備品として物品管理台帳に記載されている場合がある。物品管理台帳の記載内容を整理し、収蔵品とすべきもの

が含まれていないかを確認する必要がある。

4. 敷地内の整備について（意見）

三重県総合博物館のミュージアムフィールドについては、現在作業計画にしたがい年 2 回の除草が行われているものの、より一層の整備を充実させることが望ましい。

5. 企画展示に関するアンケート調査について（意見）

平成 27 年度に開催された企画展示について、企画提案コンペによる大規模な広報が行われた。今後、同様に大規模な広報を行う場合には、実施するアンケートについて、定型的な項目に加え、大規模な広報の効果が測定できるような一定の工夫を組み入れることが望ましい。

6. 評価部会のホームページでの公表について（指摘）

平成 27 年度第 1 回三重県総合博物館協議会評価部会の開催結果についてホームページに掲載する決裁が平成 27 年 8 月 19 日に行われているが、往査日現在（平成 28 年 9 月 7 日）時点でホームページには掲載されていない。速やかな掲載が必要である。

(3) 三重県立図書館

1. 施設全体の有効運営について（意見）

往査日（平成 28 年 9 月 9 日）時点、図書館の 2 階の文学コーナーにおいては、熊本地震に係る啓発や観光に係る資料等が展示されていた。このような県外における文化交流や情報発信を目的とした取り組みは有意義であるが、利用者については非常に少数の図書館利用者のみであった。そのため、取り組みは活発にされているものの、その情報が利用者十分に提供されているかが懸念される場所である。今後は有効運営にも配慮した取り組みを行うことが利用者満足の向上にも資するのではないかと考える。

2. 閉架書庫について（意見）

県立図書館においては、バックナンバー（過去に陳列していたもの）についてはすべて地下に移動され、期間設定等も無くすべて保存している。今後、収納量が不足することは明白であり、閉架書庫の容量が一杯になる前に方針を定める必要がある。仮に取捨選択しての保管を行う方針であれば保管対象となる書籍種類・期間等を明確に取り決める必要がある。「図書等除籍・廃棄取扱要領」に加え、「三重県立図書館資料収集方針」が現在存在するが、収容量が適切な水

準に収まるのかどうかは明確でなく、引き続き検討することが望ましい。

3. 利用者意見やクレームについて（意見）

意見・クレームの概要やその対応方針（又は対応結果等）、対応時の留意点、対応終了の有無等の情報を一覧表とすることによって、継続的に検討されるべき案件が明確になるほか、情報の取り漏れ等も減少すると考えられる。また、同様の意見やクレームがあった場合に図書館としての対応が統一できることから、対応の品質改善にも資すると考えられる。そのため、ファイルでの一覧表管理を行い、その情報の明確化をすることが望ましい。

4. 図書資料の紛失等に係る処理について（指摘）

「資料の亡失・汚損・破損届」について査閲したところ、サイン漏れのもの、サイン及び資料情報について記載漏れのものが確認された。図書館のデータベース上で代品の入荷がなされていることが確認されたので、実質的に問題はなかったものの、今後運用を適切に実施すべきである。

5. 協力貸出における運賃の負担状況について（指摘）

三重県立図書館と、市町等の図書館は協力貸出を行っている。現状協力貸出の際、図書の搬送業務を業者に委託しているが、発生する費用は県立図書館が全額負担している。この負担関係については、現在協定書等の規定が存在しない。こうした市町図書館との関係については、文書化を行い明確にしておく必要がある。

6. 図書等の除籍及び廃棄の際の取扱要領について（意見）

現在、県立図書館は蔵書冊数約 870,000 冊を有しており県民人口に対する割合は都道府県図書館においても上位を占めている。

一方で、県立図書館の図書の収容能力は約 1,000,000 冊とその収容能力は限られており、県立図書館は「三重県図書館資料（図書、雑誌、新聞）保存要領」を平成 25 年 7 月に策定し、県内市町図書館との蔵書の重複の解消を図っているが、毎年廃棄等により減少する以上に購入される図書が上回っている状況であり、実際の除籍・廃棄される年間冊数は、300 冊から 3,000 冊程度となっている。

図書収容能力には限界があることから、図書等除籍・廃棄取扱要領について再度見直しを行う時期にきている。なお平成 28 年 12 月 1 日より「三重県立図書館資料収集方針」の一部を改訂し、収集する資料は原則 1 点とした他、従来収集した資料のうち 1 点は、原則として除籍・廃棄の対象としない旨定めていたが当該規定は削除された。今後は上記要領とあわせて県民の文化的生活に寄

与する図書の適切な収集・保存を図るのが望ましい。

7. 図書を返却しない利用者に係る利用者情報の削除について（指摘）

現在、未返却の図書について、はがきや封書、電話などによる督促を返却期限日を起点として2年間のうちに数回行っているが、それでも返却されない図書については、図書等除籍・廃棄取扱要領に基づき、最終の督促を行った時から3年を経過した時点で除籍し、利用者情報も同時に削除している。利用者間の公平を確保し、返却期限の順守を促すためにも、督促してもなお図書が返却されない場合の除籍、利用者情報の削除について見直すべきである。

8. 未使用物品の除却処理について（指摘）

現物は実在していたものの、実際には使用していないものが数点確認された。将来的に使用に供する可能性がない備品については適切な承認を経て適時に処分し、備品管理台帳からも削除する必要がある。

9. 倉庫内の整理整頓について（指摘）

備品の実在性を確認するために倉庫内を視察したところ、その中には三重県の公文書も含まれていた。これらは適切に整理及び保管されるべきであり、また、これらの公文書の多くは保存期間を過ぎたものであることから、適切に処分すべきである。

(4) 三重県立美術館

1. 美術館の魅力向上について（意見）

現在、作品の購入予算がなく、寄贈が中心であるため、作品のコレクションを増やし、館の独自性を表現することが困難な状況ではあるが、特徴的なコレクションを形成することは館の独自性や魅力を向上させることにつながるため、この機能の充実に努められたい。また、改善を行う際の制限が大きいことは十分に理解できるが、施設全体の便益強化のために、施設の更なる有効利用について検討することが望ましい。

2. 割引券の有効活用について（意見）

美術館においては、利用者拡大や施設・イベントの広告のためにリーフレットや割引券の発行を実施している。その宣伝効果等については一定の指標を設けて評価することが望ましい。検証を行うことにより次回からの配分割合を変更する等、配布の効率化を図ることが可能となり、費用対効果の向上につながることを期待できるため、今後実施を検討されたい。

3. 利用料免除申請書控の保管方法について（意見）

美術館運営に係る各種申請書を確認した結果、利用料免除申請書（美術館の控え分）について承認印・日付の記載がないものが見受けられた。現状では、利用者から提出された申請書を保管しているが、一部を除いて許可の事実を示す書類の写しを保管していないため、今後は、許可を行った書類をコピーして保管する方法へ統一することを検討されたい。

4. 書籍の管理（意見）

他の美術館・大学から寄贈の書籍が届くが、往査日（平成 28 年 8 月 21 日）時点で書庫を視察したところシステムに未登録の書籍が平成 26 年に届いた状態で放置されていた。今後、大量に書籍が送付された場合には、少なくとも荷物ごとに仮登録し、組織としてこうした漏れが生じないようにするのが望ましい。また、例えば所蔵しないのであれば外部に寄贈する等の対応が考えられる。所蔵自体は学芸員の知見に基づく判断によることになるが、その判断に要する期間の目安及び所蔵しないと判断した書籍の取扱いについては規定・マニュアルを作成し、長期間放置されることの無いよう、外部へ寄贈可能な書籍に関する情報を提供していくことが望ましい。

5. 長期修繕計画について（意見）

美術館の所蔵している作品には一定の温度及び湿度の下での保存が必要で機械の故障による不調が許されないこと等から、修繕実施による延長年数を検討すると同時に、建替えとの比較考慮を行い、長期的視野に立った計画を検討することが望ましい

6. 予定価格の設定方法について（意見）

熱源系空調設備の一般競争入札の実施に当たり、予定価格の見積算定積上計算を自ら行うことが困難であるため、業者見積書の金額に一定の割合をカットして調整していた。予定価格算定の実施上やむを得ず行う場合であっても、見積書の内訳を精査し、可能な限り検討するのが望ましい。この点現在の工事設計書には、各工事の内訳が 1 台もしくは 1 式で記載されており、これを単価及び時間数に細分化して検討することで、より精緻な分析を行うことを検討されたい。

(5) 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター

1. 平成24年度包括外部監査からの改善状況について（指摘）

平成24年度包括外部監査において、低利用の状況改善に向けた活用方針の策定が意見として出されているが、旧来の貸館事業が営まれている。平成30年に新名神高速道路菰野インターチェンジの設置が予定され、周辺環境の改善が見込まれることから、こうした環境変化によるニーズを活かして低利用の状況を改善するため、どうすべきかを検討すべき時期に来ている。

2. 稼働率の改善について（意見）

認知度を高めるべく民間の広報力の活用も含めた積極的な情報発信を行い、対外的な広報活動の充実を図るとともに、情報収集を行い利用可能性のある団体等への働きかけを行うなどの施策を検討するのが望ましい。

3. 備品管理について（指摘）

備品について現物確認を実施した結果、管理台帳には掲載しているものの、物品標示票が貼られていないものや、管理台帳に掲載されておらず、物品標示票も貼られていないために所属が判明しないものがある。備品を適切に管理し、その所在を明確にするために物品標示票の貼付を徹底することが必要である。

(6) 三重県立津高等技術学校

1. 職員会議等の議事録の作成について（意見）

職員会議のように定期的に行われる会議の結果については、情報の整理及び共有のため、議題だけでなく質疑内容・結論も含めた議事録とするのが望ましい。その上で議事録は出席者に回覧し、作成者の誤認等があれば必要に応じて修正し、後日誤解等が生じないようにするのが望ましい。なお、平成28年度9月分より議事録の作成は改善されており、情報共有も図られていた。

2. 施設整備に関する要望について（意見）

校内に現状売店や自動販売機が存在せず、課程修了時におけるアンケートにおける生徒の要望から平成28年12月を目途に設置予定であるとのことであった。当該要望は過去から継続的に存在しており、メリット・デメリットの把握を適切に行い、追加的な要望部分についても結果として生徒及び施設として利益を享受される様な案件については積極的な検討及び実施対応が望まれる。

3. パンフレット等への広告掲載の検討について（意見）

高等技術学校における収入については、授業料の他には主なものとしてはセミナー受講料が存在するが、その他の収入については、自販機設置に係る利用料が見込まれるのみである。現状高等技術学校については、収入を拡大する手

段の一つとして例えば広告・バナー収入の確保ということが考えられる。高等技術学校のHP上における広告先の募集やバナーの掲載等、公平性の高いものについては一度検討されたい。高等技術学校の設置目的として収入拡大は一義的な目標ではないが、今後、上記の様な追加収入を得て施設魅力の向上をするための投資の財源とするという長期的な視点も踏まえて検討することが望ましい。

4. 申請書における記入不備（指摘）

学校運営に係る各種申請書について査閲した結果、授業料減免申請書に申請日付の記載漏れが見受けられた。適切な記入管理に留意されたい。

5. 能力開発セミナーについて（意見）

高等技術学校においては、通常の履修課程の他に、在職者向けの能力開発セミナーを実施している。現状は学生のセミナー受験生の人数の把握はできているものの、セミナー受験生の内結果として高等技術学校へ入学した生徒がどの程度いるのか等の把握は行っていない。現状においても入校生の増加に対する対応は実施されていると考えられるが、その対応が実績に基づいたものとなるように分析や把握を行うことを検討されたい。

6. 学校内倉庫への私物の保管（指摘）

機械制御システム科の倉庫において、職業訓練指導員の私物であるタイヤを数本発見した。早急に撤去すべきである。このほか、同倉庫内ですでに使用していないものの、除却処理を行わず備品管理台帳に記載されたままになっている物品を発見した。使用する可能性のない備品については、適切な手続を経て適時に処分し、備品管理台帳からも削除する必要がある。また、敷地内西の二階建て実習棟の二階部分南側屋上に設置されている木造倉庫内を視察したところ、所有者不明の楽器及びパソコンが発見された。留意する必要がある。

7. 在籍者からの預り金の取扱いについて（指摘）

在籍者個人が使用する教科書、作業服、工具等にかかる費用については、在籍者個人から各年度初めに所定の金額を各受講科、各年次別に各職業訓練指導員が管理する銀行口座に振り込み、そこから在籍者がそれぞれ購入した教科書、作業服、工具等に関する費用を支出する処理を行っている。適切に支出されていることが確認できたものの、支出に係る証憑の整理の方法が統一されておらず、また、通帳の管理及び支出については各職業訓練指導員がそれぞれ一人で行っていた。相互牽制効果が機能するよう体制を整備するとともに、受取利息の精算等、証憑のない支出についてはその経緯を詳細に記録すべきである。

8. 在籍者からの預り金から発生した受取利息の取扱いについて（意見）

在籍者から授業料以外の経費として徴収した預り金のうち、残額については募集要項にもあるように、卒業時もしくは退校時に返還する手続を取っている。発生した受取利息の取扱いについて各職業訓練指導員によって取扱いが異なっている。教育委員会所管の三重県立の諸学校でのこのような生徒からの預り金に係る利息の処理について確認したところ、卒業生への分配ということを行わず、次年度もしくは新規入学者の口座に繰り越していく処理を行っているとのことであった。今後、高等技術学校においてもこのような方法を検討する必要があると考える。

9. 書類の取扱いについて（指摘）

平成 25 年度入学者の預金通帳の閲覧を試みたところ、職業訓練指導員が独断で廃棄しており確認することができなかった。預金通帳が学校運営上必要となる書類であるという認識を高等技術学校内で周知徹底するとともに、職業訓練指導員が各自で管理することは避けるべきである。

(7) 三重県立一志病院

1. 医事会計システムのパスワード設定について（指摘）

医事会計システムにつき、定期的なパスワード変更は行われていないため、セキュリティの観点から定期的なパスワード変更のルールを構築する必要がある。

2. 投資計画とライフサイクルコストについて（意見）

一志病院においては、平成 22 年 3 月の「県立病院改革に関する基本方針」において県営ではなく、ニーズに応えられる事業者へ移譲することが示されているものの、現時点では具体的な移譲先は未決定であることから、計画的な投資が行われていない。施設全体の運営としては、厳しい収支予算の中においても、病院事業収益の拡大と、病院事業費用の削減について積極的な取り組みを行っていることは評価されるべきであるが、今後も引き続き施設・設備を安全・円滑に運用していくことは重要であることから、新たに作成した平成 29 年度から 5 か年間の改修・修繕計画に基づいた上で、ライフサイクルコストを勘案し、全体適性を追求していくよう検討するのが望ましい。

3. 固定資産の実物管理について（指摘）

直近の固定資産一覧表を基に実物確認を行った所、以下の問題点が見受けら

れた。

① 固定資産一覧表への登録について

「資産一式」という形で資産登録を行っているものが複数存在した。確認を行ったところ、具体的に把握はされておらず、結果的に該当資産が不明であった。対象資産を明確にし、不明な資産については適切に除却すべきである。

② 不良資産や不要資産の処理について

複数の予備備品が置かれており、その中にはすでに使用できない不良資産や実質使用されていない不要資産が存在している。適時適切な資産整理を検討されたい。

4. 薬品納入業者の選定について（意見）

薬品の購入について、一志病院では随意契約により納入業者を選定している。見積もり依頼を行った業者の選定理由として「（１）薬事法の規定に基づく販売許可を受けており、確実な品質管理がなされていること、（２）当院が必要とする医薬品を常時安定的かつ継続的に納入できること、（３）緊急の発注にも対応できること、（４）当院への納入実績があり、誠実な契約履行が見込めること」という理由が挙げられているが、選定に当たって見積もり依頼業者の入れ替えの検討等を行っていなかった。そこで、業者選定理由の（１）から（３）に合致する業者が他にないか否かの判断を定期的に行う必要があると考える。また、（４）については他病院等への納入実績で足りると考える。

（８）齋宮歴史博物館

1. 委託業務における予定価格について（意見）

特命随意契約により契約が行われている保守点検業務の予定価格の算定方法について改善の余地があると考えられる。現在の予定価格は、参考見積もりを入手し、それに諸経費等を調整して算定されている。当該業務には特殊性があるため、予定価格の算定が困難であることは理解できるが、予定価格の算定においては、金額が妥当な水準であるか、可能な限り検証することが望ましい。

2. 教育財産の使用許可について（指摘）

A法人に教育財産の使用許可を与えているが、その条件として「使用期間の満了2か月前までに書面をもって館長に申請しなければならない」ことが挙げられている。しかし、平成27年度分については、条件を満たしていない。県は、更新時において適切に指導することが必要である。

3. 広報活動について（意見）

来館者を増やすためには広報活動をより一層充実させることが重要と思われるが、県外在住者に対する情報発信も効果が高いと考えられる。人員や予算の制約はあるが、情報発信の方法について工夫することが望ましい。

4. 物品管理台帳に記載されていない資産（プレハブ倉庫）について（指摘）

一部備品の管理状況を実際に確認している中で 1 点台帳上に存在しない資産が見受けられた。物品管理台帳に記載されておらず、かつ、物品標示票等も存在していない状況であるため、取得の経緯や所在を確認の上、斎宮歴史博物館所管のものであれば適切な資産登録を実施する必要がある。

5. 申請書における記入不備（指摘）

斎宮歴史博物館の運営に係る各種申請書について査閲した結果、特別観覧許可申請書について控が保管されていないものが 1 件見受けられた。また、特別観覧許可申請書をはじめ、各許可証の控について担当者で取扱いが異なっている状況である。今後は申請書と許可証の控（コピー）が一式となっていることを確認して保管するよう、取扱いの統一を図ることを検討されたい。

6. 県有外物品の取扱いについて（意見）

斎宮歴史博物館においては、1 点県有外物品として電話交換機をリースしている。当該物品については平成 28 年 3 月に借り換えを行い、旧機械は返却しているが、返却の際の受領関係資料が存在しない。今後リースを実施する際には、受領証を入手し保管することが望ましい。

(9) 三重県人権センター

1. 会議室等の利用について（意見）

多目的ホール以外の各会議室と関連する備品については、外部貸出は行わず、県関係者の会議に使われるのみであり、部分的に未活用の状況が生じている。県関係者に周知徹底を行い、利用促進を積極的に働きかけて、より有効な活用を図っていくことが望ましい。

2. 備品の管理について（指摘）

備品 3 点について保管場所が変更されているにもかかわらず、備品管理状況一覧表には当該変更が反映されていなかった。実物の使用状況を備品管理状況一覧表に適時・適切に反映させるべきである。

3. 設備の長期修繕・改修計画について（意見）

人権センターの担当者は予算要求の基礎資料として、設備改修の見積額を集計した資料を作成しているが、県として設備の修繕・改修計画の取りまとめを実施することが望ましい。

（10）三重県こころの医療センター

1. 業務委託契約について（意見）

随意契約により契約が行われている保守点検業務 1 件の積算内訳について、大部分を占める業務に関する費用が従来から一括の項目として同一額のまま積算されていた。特に継続的に実施される業務において、積算を実施する場合には、予定価格を適切に算定するため当該事項の事業遂行上の可否をより綿密に検討するのが望ましい。

2. 備品管理について（指摘）

備品管理状況一覧表と実物との突合を実施した結果、パソコン 3 台について現物の所在が不明であった。また、建替が実施された平成 11 年度に取得された備品については、管理上改善を図るべき点がある。

（11）三重県立公衆衛生学院

1. 在籍者への指導について（意見）

在籍者には年 2 回面談を行って、その結果を専任教員間で共有し、フォローを行っているとのことであるが、面談結果及び事後の対応について議事録などは作成されていなかった。少なくとも、面談結果等については、その内容について文書化を行い、面談内容を明瞭にするとともに、その後のフォローに活用していくのが望ましい。

2. 設備の修繕・更新に係る長期計画の策定について（意見）

設備の修繕・更新について、現在、学院では予算要求時に計画は作成しているものの、長期の計画は明確にされていなかった。予算により設備の修繕や更新が制約を受けることは理解できるが、設備の実際の状況を踏まえて修繕や更新を実施すべき適切な時期について、長期計画として策定することが望ましい。

（12）三重県農業大学校

1. 自動販売機設置場所の貸付について（意見）

県は、三重県農業大学校研修棟の一部を自動販売機の設置場所として貸付けている。契約期間は平成26年度より3年間であり、設置業者を一般競争入札により選定したことにより、行政財産の目的外使用の使用料を大きく上回る収入を得た。自動販売機を設置可能な場所は他にも存在するため、県は、自動販売機に対する学生のニーズや設置業者の参入意欲を調査することが望ましい。

2. 在籍者・修了者アンケートの実施について（意見）

農業に関わる就業者数や社会環境によって左右されるために、受験者の増加は簡単ではないが、在籍者の意見の把握や活用については受験生と同じ目線における要望等であるためその有用性は高いと考えられる。この点、農業大学校では定期的な面談等は実施しているもののアンケート等による在籍者の意見の収集は実施していない。対応の範囲や方法については一度検討頂きたいが、今後の学校展開の方針も踏まえ検討されたい。

3. 生産物売払収入の状況把握及び分析について（意見）

農業大学校は農業に関わる就業支援を目的とした教育機関であり利益の追求が優先課題ではないが、その目的を達しつつ、同時に収入の拡大を図ることも重要な課題であると考えられる。この点農業大学校としても、利用可能な農産物資源及び人的資源を使用して収入増加を図っていることは評価されるべきである。生産量の大幅な増加は難しいと考えられることから、マーケティング手法を踏まえた販売単価の増加もしくは販売方式の変更による人的負担の減少が目指すべき方向であると考えられる。今後は直売会をはじめ、マルシェ、農協販売、卸売市場販売等について年度単位等でのデータの集計・分析を行い、限られた生産物（資源）の有効活用を検討すべきである。

4. 求人状況の把握と開示について（意見）

農業大学校としては企業・団体からの求人票の受付を実施し、在籍者への紹介・斡旋等も実施しているが、求人票について総数は把握しているものの、企業別等の統計データを取っていない。各進路別の就業数とそれぞれに対応する求人数等の情報を開示等することで、受験者動機の向上に資するのではないかと考えられる。また、学校の就職支援に係る強み・弱みを把握するため、当該情報を農業大学校として持つておくことが望ましい。

5. 劇物の管理において（指摘）

劇物の管理状況について確認を行った所、保管室の鍵の管理は厳密に実施さ

れているものの、管理上、不十分な点が見受けられたため、今後は管理規程を設け、適切に実施して頂きたい。

6. 備品の管理について（指摘）

①現物管理の状況について

農業大学校においては、多数の備品を有しているが、棚卸を実施していない。また、現物確認時においては現物の状態にも留意し、物品標示票の貼り替え等は適切に実施する必要がある。校内においては県の保有物品の他に自治会の所有物品や在籍者個人の私物と思われる物品も複数存在していた。今後、三重県会計規則運用方針のとおり棚卸を実施する必要がある。

②備品の廃棄処理について

備品の管理状況を確認している中で台帳上に存在しない資産が 1 点見受けられた。複数の職員は資産が存在することは認識していたものの、使用状況を明確に把握してはいなかった。現物確認を適切に実施する必要がある。また、資産管理に係る意識の改善についても留意すべきである。

7. 長期修繕計画について（意見）

①長期修繕計画の策定について

修繕計画については、当面对応すべき検討課題を担当者レベルで取りまとめているが、中長期的かつ網羅的な修繕計画が取りまとめられていない状況となっている。少なくとも、建物及び附属設備等の明細単位で過去の改修・修繕経過・必要性を把握しておくことが望ましい。また、予算要求については、計画との整合性を確保しておくことが望ましい

②ライフサイクルコストの算定の必要性について

建物について、ライフサイクルコストの算定に基づき建替を実施するか、あるいは修繕を実施するかについての経済性の検討が行われていない状況になっていた。農業学校特有の状況（花、農作物の 24 時間管理）を踏まえつつ、農業関係機関全体で西山地区（研究、普及、教育）のビジョンを一元的に検討することが必要と考えられる。

8. 危険物倉庫について（指摘）

専攻実習で使用する燃料については、ドラム缶に入れて保存しているが、ドラム缶の容量について松阪市の条例に抵触していると指摘を受けている。現状は、規定どおりに運用しているが、条例に抵触している状態を早期に解消する必要がある。

9. 学生寮修繕について（指摘）

学生寮の修繕については、一般会計の大規模臨時経費、特別修繕等で執行することができるが、県全体での優先度により、すべてを速やかに実施できる状況にないことから、学生自治会が施設維持会計を設けて、共用で使用する燃料、備品などの経費とともに小規模修繕の経費を負担している。県が執行すべきものと学生が負担すべきもののルールを明確にする必要がある。